

知ってほしい 悪質商法

アポイントメントセールス※編 **それ勧誘目的かも!?**



※アポイントメントセールスとは：SNSのメッセージ等によって、勧誘目的を隠して営業所等に呼び出し、商品やサービスの契約等を行う商法です。



契約してしまってもあきらめないで!

裏面へ

😊 巧妙な手口で若者に忍び寄る悪質商法

最近、マッチングアプリやSNSなどを通じた、若者をターゲットとしたアポイントメントセールスの勧誘についての相談が増えています！

😞 トラブルにあわないためのポイント

- ⚠️ 会った際に、別のイベントやビジネス等に誘われたら要注意！
- ⚠️ 借金をすすめられたら要注意！
- ⚠️ 契約したくない場合には、はっきりと断りましょう！
- ⚠️ 高額な契約をする前に、一旦距離をおき、周りの人に相談を！



断り切れず契約してしまった場合でも、 あきらめずにすぐご相談を！

1 特定商取引法に規定するアポイントメントセールス（訪問販売の一形態）の場合は、契約書面等を受け取った日から8日間以内は、クーリング・オフ（契約解除）が可能です。

2 契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります！諦めずに消費生活センターなどに相談しましょう！

3 クーリング・オフ通知の書き方
https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html



もしもし…

一人で悩まずに、
すぐにご相談ください！



いやや
消費者ホットライン：**188**

（全国共通の電話番号）お近くの消費生活センター等をご案内します。

